

関係官庁への届出

手続先	手続内容	窓口	添付書類	提出期限	備考	
法務局 (登記所)	①本店移転 本店移転登記申請書	旧所轄登記所 商業法人係	取締役会議事録 または株主総会議事録 取締役議事録	移転日から2週間以内	定款の変更 同一・類似商号の調査 商号の仮登記	
	②支店移転 支店移転登記申請書	旧所轄登記所 商業法人係	取締役会議事録	<本店所在地> 移転日から2週間以内 <支店所在地> 移転日から3週間以内	まず本店所在地で登記し、その後、支店所在地で登記 同一・類似商号の調査	
税務署	①事業年度、納税地、 その他の変更異動届出書	新・旧納税地 所轄税務署	移転手続完了後の登記 簿謄本	異動後遅滞なく		
	②給与支払事業所等を開設・ 移転・廃止届出書	新・旧納税地 所轄税務署	登記簿謄本または登記 する事項にあっては、 変更の事実を証明できる 書類の写し	移転日から1ヶ月以内		
都道府県 税事務所	事業開始等申告書	旧税務事務所	登記簿謄本	事業開始の日から 10日以内		
社会保険 事務所	適用事業所所在地 名称変更(訂正)届	旧社会保険事務所		5日以内		
公共職業 安定所	事業主、事業所、各種変更届	新所轄事務所適用係		変更のあった日から 10日以内		
労働基準 監督署	①労働保険 名称・所在地等変更届	<ul style="list-style-type: none"> 同一管轄内での移転の場合、その所轄監督署 同県内での管轄外への移転の場合、新所轄監督署 		速やかに		
	労働保険概算・増加概算・ 確定保険料申告書 労働保険関係成立届	<ul style="list-style-type: none"> 県外へ移転の場合、旧所轄監督署へ廃止届を提出し新所轄監督署へ成立届を提出 		移転後保険関係成立の日から50日以内移転後保険関係が成立した日の翌日から10日以内		
	②労働基準法に関するもの 適用事業報告(様式23号の2)、 その他に就業規則(変更)届、 時間外労働・休日労働に関する 協定届	新所轄監督署へ新規として提出			移転後、遅滞なく	
	③安全衛生法に関するもの 安全管理者選任報告(様式第3号)・ 衛生管理者選任報告(様式第4号)・ 産業医選任報告(書式第4号)	新所轄監督署へ新規として提出			移転後、遅滞なく	
消防署	防火管理者選任届	新所轄消防署予防課		遅滞なく		
	入居工事に関する各種届出		施工図面等	着工10日前迄など 工事により個別規定		
郵便局	転居届	旧受持郵便局		転居判明後、速やかに		
警察署	車庫証明	新所轄警察署				

※詳細につきましては、関係官庁にお問合せください